

# 第 11 回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 5 年 1 月 13 日（金） 13 時 53 分～14 時 36 分

2 開催場所 平川市役所 4 階 大会議室 2

3 出席農業委員（17 名）

1 番委員	三 浦 勝 志	2 番委員	齋 藤 美也子	3 番委員	對 馬 忠 法
4 番委員	古 川 榮	5 番委員	工 藤 守	6 番委員	高 井 美奈子
7 番委員	今 井 文 雄	8 番委員	大 川 哲 彌	9 番委員	花 田 良 造
10 番委員	工 藤 正	11 番委員	丹 代 純 嗣	12 番委員	葛 西 雅 博
13 番委員	今 井 龍 美	14 番委員	柴 田 博 明	16 番委員	小山内 知 寛
18 番委員	山 口 知 治	19 番委員	長 尾 浩		

4 欠席農業委員（

15 番委員	桑 田 久 毅	17 番委員	三 浦 良 孝		
--------	---------	--------	---------	--	--

5 出席農地利用最適化推進委員【調査員】（7 名）

平賀-1	赤 平 和 総	平賀-2	阿 部 功	平賀-3	七 戸 茂 春
平賀-5	谷 川 一 雄	尾上-1	小 野 良	尾上-2	葛 西 均
碓ヶ関	平 山 純 一				

6 欠席農地利用最適化推進委員（1 名）

平賀-4	齊 藤 嗣 郎				
------	---------	--	--	--	--

7 出席事務局職員（4 名）

事務局長	小笠原 健	事務局長補佐	佐 藤 満 徳	碓ヶ関支局長補佐	福 士 鉄 也
主査	谷 川 智 也				

8 議事日程等

第 1 議事録署名者の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案審議

議案第 40 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可処分の取消について

議案第 41 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 42 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 43 号 農用地利用集積計画の決定について

- 議案第 44 号 平川市農業委員会情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程の制定について
- 報告第 32 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- 報告第 33 号 使用貸借合意解約書の受理について
- 報告第 34 号 農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について

## 9 会議の概要

・あいさつ (省 略)

・農業委員会憲章  
唱和（委員全員） (省 略)

[開会 13 時 55 分]

議長  
(今井 龍美)

これより、第 11 回総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員は、19 名中 17 名です。  
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。  
日程第 1 議事録署名者を議長より指名することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、議長より指名いたします。  
3 番対馬委員、4 番古川委員にお願いいたします。

議長

次に、会期についてお諮りいたします。  
会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。  
議案説明のため、小笠原事務局長、佐藤事務局長補佐、福士碓ヶ関支局長補佐、谷川主査の出席を求めました。  
書記には、福士碓ヶ関支局長補佐を採用いたします。  
本日の議案は、お手元に配付してある議案第 40 号から議案第 44 号までの 5 件、ほかに報告が 3 件でございます。  
新型コロナウイルス感染症対策として、現地調査の報告ならびに補足説明を省略し、担当した委員の方から特に問題点等がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。

はじめに議案第 40 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

1 ページをご覧ください。議案第 40 号農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可処分の取消について、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可処分について、別紙のとおり取消をしたい旨の提出があったので、承認を求めるものです。

2 ページをご覧ください。今回提出があったのは、前回の 12 月総会にて農地法 3 条による売買について許可した案件であります。3 条による許可であるため、その後の名義変更の登記手続き等は、双方協力のうえ、法務局にて行っていただくものとなっております。

今回取消の案件としてなぜ上がったのかについては、譲受人としては嘱託登記が行われるものと認識していたことと、今回 3 条による手続きされたことによるずれが生じたことがわかりました。事務局において、農地法か基盤法のどちらで行うかの確認不足によることが原因であり、手続きのやり直しを求められました。

実際、過去にも譲受人の売買した実績では、基盤法による移転で行われたこともありましたので、今回の売買も同様に基盤法で行われ、登記も完了した形で受領できるとの認識だったものが違ったためです。双方に確認しましたが、この取消が承認された後は、基盤法による手続きをとるため、内容等はそのまま手続き上のやり直しとなります。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは議案第 40 号について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

小野委員。

尾上 1 小野委員

先月の総会で質問しましたが、嘱託登記ということは農業委員会で登記してもらえるものと譲受人の方は思っていたのですか。そもそも土地売買代金を払っているのですか。今の説明では、基盤強化法を使ってやるとのことですが、この譲受人の方、住所も離れていて、近くに農地を持っているわけでもないし、そもそも基盤強化法が適用になるのですか。

議長

暫時休憩します。

午後 2 : 00 休憩

午後 2 : 20 再開

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

谷川主査 売買代金は、支払いされておられません。また、基盤強化法は適用されません。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。  
次に、議案第 41 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査 3 ページをご覧ください。議案第 41 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。  
総会資料とは別に配布しております、別添 1 農地法第 3 条調査書、別添 2 売買価格一覧と合わせて、4 ページをご覧ください。所有権移転について、52 番および 53 番は経営拡大、54 番から 56 番は受贈によるものです。件数は 5 件、面積 50,566 平方メートル、田 11 筆 13,657 平方メートル、畑 24 筆 36,909 平方メートルとなっています。  
賃貸借権設定について、50 番から 9 ページの 56 番までは経営拡大、57 番から 59 番までは基盤法から 3 条へ切り替えによる再設定によるものです。件数は 10 件、面積 64,740 平方メートル、田 36 筆 49,910 平方メートル、畑 4 筆 14,830 平方メートルとなっています。  
今回、申請のあった案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。  
以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。  
そのほか現地調査を担当した委員の方、疑問点等がありましたらお願いいたします。ございませんか。

担当委員 ありません。

議長 それでは、賃貸借権設定の 56 番を除いて、質疑、ご意見を求めます。  
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、56 番を除いて原案のとおり決定することに、ご  
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。  
次に、賃貸借権設定の 56 番は 3 番対馬委員に関する案件ですので、  
農業委員会等に関する法律第 31 条議事参与の制限の規定に準じ、対馬  
委員に退席を求めます。

(対馬委員、退席)

議長 それでは 56 番について、質疑、ご意見を求めます。  
何かございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、56 番を原案のとおり決定することに、ご意義あ  
りませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。  
対馬委員の入室を許可します。

(対馬委員、着席)

議長 次に、議案第 42 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査 11 ページをご覧ください。議案第 42 号 農地法第 4 条第 1 項の規定  
に基づく農地転用許可について、農地法第 4 条第 2 項の規定により、  
別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。  
総会資料と別に配布しております、別添 3 の農地転用許可基準説明

書と合わせて、12 ページをご覧ください。こちらの申請地は 13 ページのとおり、特別養護老人施設緑青園から南東へ約 400m に位置しており、14 ページのとおり農業用倉庫が建っておりますが、現状は宅地の一部として、当該農地を全面的に使用されていることから、現状に合わせるため申請するよう指導したものです。建築当初は、自己用の農業用倉庫等については、200 平方メートル未満の範囲に限り許可不要であるものだったと想定されます。

今回の申請件数は 1 件、面積は 288 平方メートル、地目は畑です。農地区分は別添 3 の 1 にあるとおりで、8 の総合意見として、許可できる要件を満たすため、許可相当と考えます。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました、14 番柴田委員、15 番桑田委員、疑問点等がありましたらお願いします。

担当委員

ありません。

議長

それでは、議案第 42 号について、質疑、ご意見を求めます。  
何か、ございませんか。

議長

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。  
次に、議案第 43 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

15 ページをご覧ください。議案第 43 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため審議を求めるものです。

16 ページをご覧ください。所有権移転については、整理番号 62 番から 73 番まで譲受人の「経営拡大」による売買です。

今回の件数は 12 件、面積 61,214 平方メートルで、田 29 筆 32,574 平方メートル、畑 18 筆 28,640 平方メートルです。なお、売買価格については、別添 4 のとおりです。

次に、21 ページ利用権設定について、整理番号 18 番は経営拡大による利用権設定です。件数は 1 件、面積 21, 224 平方メートルで、田 14 筆 20, 088 平方メートル、畑 3 筆 1, 136 平方メートルです。

今回、申請のあった案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用集積会議に出席されました、4 番古川委員、5 番工藤委員、質疑等がありましたら、お願いします。

担当委員

ありません。

議長

それでは、議案第 43 号について、質疑、ご意見を求めます。  
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に議案第 44 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤事務局長補  
佐

22 ページをご覧ください。議案第 44 号 平川市農業委員会情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程の制定について、平川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和 4 年平川市条例第 32 号）の規定に基づき、平川市農業委員会情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程を別紙のとおり制定したいので承認を求めるものです。

まず、今回の規程の制定に係る経緯を説明いたします。

先般行われました平川市議会の 12 月定例会において、この議案の前提条例となります、平川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案が上程され、原案どおり可決成立いたしました。

これは、書面によって行うことと規定されている申請や届出等の行政手続について、書面による方法に加え、インターネット等の情報通信手段によっても可能とするものです。

この条例の制定により、平川市における行政手続のオンライン化を進めることが可能となりますが、我々農業委員会をはじめ教育委員会や選挙管理委員会等は、市と独立した権限を有しており、個別に規程を定める必要があることから、今回の議案提出となりました。

以上のことを踏まえて、23 ページをご覧ください。

この規程は、市で制定した条例と同様に、平川市農業委員会における手続が、書面の他にインターネット等でも可能とするものです。ご承知のように、現段階ではオンラインでの手続きはできませんが、今後、農地の所有権移転や貸借、転用等の申請・届出等がインターネット等を介して手続できるよう、その環境を整えるためのものをご理解ください。なお、この規程は、新年度から施行する予定です。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 44 号について、質疑、ご意見を求めます。  
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第 44 号を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。  
次に、報告 3 件を一括して、事務局に説明を求めます。

谷川主査

24 ページをご覧ください。報告第 32 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

別添 関連案件一覧と合わせて、25 ページをご覧ください。今回の届出事由は、29 番から 31 番までは借受人に売買するため、32 番から 38 番までは他者に貸付するため、39 番から 42 番までは他者に売買するため、それぞれ解約するものです。

件数は 14 件、面積 67,702 平方メートルで、田 46 筆 66,637 平方メートル、畑 2 筆 1,065 平方メートルです。

30 ページをご覧ください。報告第 33 号 使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告する



ものです。

31 ページをご覧ください。今回の届出事由は、いずれも他者に売買するため解約するものです。件数は2件、面積9,592平方メートルで、地目は畑です。

続いて32ページをご覧ください。報告第34号 農地改良届出書(盛土等の届出書)の受理について、このことについて、別紙のとおり農地改良届出書を受理したので報告するものです。

33ページをご覧ください。今回の届出件数は1件で、面積1,972平方メートル、田1筆で、34ページのとおり届出地はホテルアップルランドから東へ約300mに位置しており、35ページのとおり盛土後はかぼちゃなどを作付するそうです。

以上です。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いいたします。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。

よって、第11回総会を閉会いたします。

[閉会 14時36分]